

# 株式会社 E R I ソリューション

## CASBEE 評価認証業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社 E R I ソリューション CASBEE 評価認証業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社 E R I ソリューション (以下「ERI ソリューション」という。)が実施する CASBEE 評価認証業務 (以下「認証業務」という)に係る手数料について、必要な事項を定める。

(CASBEE 評価認証手数料)

第2条 業務規程第15条に規定する認証業務に係る手数料の額は、次表に掲げるとおりとする。

- 1) CASBEE 評価認証機関制度要綱 (令和(2022)年4月1日改正:財団)  
(以下「要綱」という。)第3条第一号(戸建て)の区分の建築物

住宅性能評価書の有無	金額(消費税込)
あり	66,000円
なし	88,000円

- 2) 要綱第3条第二号(建築)の区分の建築物(原則延べ面積300㎡以上)

申請建築物の延べ面積	用途	金額(消費税込)
2,000㎡未満	単一用途	495,000円
	複合用途	1用途増える毎に132,000円を上記金額に加算
2,000㎡以上 10,000㎡未満	単一用途	550,000円
	複合用途	1用途増える毎に176,000円を上記金額に加算
10,000㎡以上 50,000㎡未満	単一用途	715,000円
	複合用途	1用途増える毎に220,000円を上記金額に加算
50,000㎡以上	単一用途	825,000円
	複合用途	1用途増える毎に275,000円を上記金額に加算

- 2) 要綱第3条第三号(不動産)の区分の建築物

申請建築物の延べ面積	用途	金額(消費税込)
10,000㎡未満	事務所・店舗・物流施設・集合住宅	110,000円
10,000㎡以上 50,000㎡未満	事務所・店舗・物流施設・集合住宅	165,000円
50,000㎡以上	事務所・店舗・物流施設・集合住宅	220,000円

- 3) 要綱第3条第四号(ウェルネスオフィス)の区分の建築物

申請建築物の延べ面積	金額(消費税込)	
2,000㎡未満	評価パターン1	286,000円
	評価パターン2,3	418,000円
2,000㎡以上 10,000㎡未満	評価パターン1	528,000円
	評価パターン2,3	748,000円
10,000㎡以上	評価パターン1	748,000円
	評価パターン2,3	968,000円

※評価パターン2については、テナント数が3以下の場合の金額とします。テナント数が3を超える場合は、上記金額から上記金額の3割増しの額の間でERIソリューションが指定する額とします。

※評価パターン1で認証を受けた物件（ERIソリューションで認証した建築物に限る）について、認証有効期間中に評価パターン2,3で再度認証を受ける場合の認証費用は次表の通りとします。

申請建築物の延べ面積	金額（消費税込）	
		評価パターン1
2,000㎡未満	評価パターン2,3	286,000円
	評価パターン1	—
2,000㎡以上 10,000㎡未満	評価パターン2,3	517,000円
	評価パターン1	—
10,000㎡以上	評価パターン2,3	671,000円

※評価パターン2については、テナント数が3以下の場合の金額とします。テナント数が3を超える場合は、上記金額から上記金額の3割増しの額の間でERIソリューションが指定する額とします。

（再認証手数料）

第3条 ERIソリューションが認証業務を行った建築物を再認証する場合は前条の表に記載する金額の70%とする。

（手数料の加算）

第4条 認証業務を遂行するにあたり、特別の調査費用又は出張費等が生じた場合は申請者の負担とする。

（再交付手数料）

第5条 ERIソリューションが認証書を再交付する場合の手数料は、1通につき10,000円とする。

（附則）

この規程は、平成22年7月28日より施行する。

制定：平成22年7月28日

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

改正：平成23年3月11日

この規程は、平成26年5月1日より施行する。

改正：平成26年4月9日

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

改正：令和3年4月1日

この規程は、2023(令和5)年1月1日より施行する。

改正：2022(令和4)年11月14日

この規程は、2024(令和6)年6月17日より施行する。

改正：2024(令和6)年6月17日